

工場立地法に基づく「緑地面積率等」の基準に、守口市が独自の基準を設けることに関するパブリックコメントの実施について

1 趣旨

守口市において、持続可能なまちづくりや市民サービスの更なる向上を進めるためには、地域経済の活性化や雇用拡大、税収確保等が重要ですが、本市は宅地化が進み、新たに大規模な産業用地の確保が困難な現状にあります。

工場立地法（以下「法」という。）※では、一定規模（敷地面積：9,000㎡又は建築面積：3,000㎡以上）の製造業等の工場（以下「特定工場」という。）を設置する事業者に対し、敷地面積に対して一定基準を超える緑地及び環境施設（緑地20%以上：環境施設25%以上）を確保するよう義務付けられています。一方これらの基準について、国の定める範囲内（参考①）において、市が条例を制定することにより、独自に基準を設けることが可能となっています。

このことから、市内の既存工場の建替えのための設備投資等を促進するとともに、環境保全の推進及び持続可能な操業体制の確立を支援することにより、本市工業の更なる振興を図るため、国の定める範囲内において、以下のとおり、市が独自の基準を定めることについて、意見を募集します。

※法施行（昭和49年6月28日）以前に設置された工場については、直ちに緑地面積率を20%以上等にするを要請することは厳しいため、建替え等の際に緑化を段階的に進める一定の緩和措置が用意されています。

（法に基づく基準）

用途地域	環境施設面積率	うち、緑地面積率	重複緑地の算入率
準工業地域にある特定工場	25%以上	20%以上	敷地面積×緑地面積率 ×25%以内
工業地域にある特定工場	25%以上	20%以上	



（市が独自に設けることとする基準）

用途地域	環境施設面積率	うち、緑地面積率	重複緑地の算入率
準工業地域にある特定工場	15%以上	10%以上	敷地面積×緑地面積率 ×50%以内
工業地域にある特定工場	10%以上	5%以上	

※市が独自に基準を設けるにあたっては、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえ、「（仮称）守口市工場立地法に基づく準則を定める条例」を制定することとしています。

用語の意味

緑地面積率等	緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の算入率
緑地	樹木や地被植物が生育する土地等
環境施設	緑地、噴水・運動場、太陽光施設等（周辺地域の生活環境保持に寄与するもの）
重複緑地	パイプ下の芝生、駐車場の緑地、屋上の緑地、壁面の緑地等

(参考①) 法が認めている、市町村準則条例で設定可能な緑地面積率等の範囲

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域(工業地域、工業専用地域)	第1種区域、第2種区域及び第3種区域外の区域
環境施設面積率	25%超～35%以下	15%以上～30%以下	10%以上～25%未満	10%以上～30%以下
うち、緑地面積率	20%超～30%以下	10%以上～25%以下	5%以上～20%未満	5%以上～25%以下
重複緑地の算入率	敷地面積×緑地面積率×25%～50%以内			

出典「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」
(平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号)
(最終改正 平成29年2月27日)

(参考②) 準則条例を定めている大阪府内市町の状況

市町	区域	環境施設面積率	うち、緑地面積率	重複緑地算入率
守口市 (案)	準工業地域	15%以上	10%以上	50%以内
	工業地域	10%以上	5%以上	
門真市	準工業地域	15%以上	10%以上	50%以内
	工業地域	10%以上	5%以上	
大阪市	準工業地域	20%以上	15%以上	25%以内
	工業地域、工業専用地域	15%以上	10%以上	
堺市	準工業地域	20%以上	15%以上	25%以内
	工業地域、工業専用地域	15%以上	10%以上	
高槻市	準工業地域等	20%以上	15%以上	25%以内
	工業地域	15%以上	12%以上	
高石市	工業専用地域	10%以上	5%以上	50%以内
河内長野市	準工業地域等	20%以上	15%以上	50%以内
	工業地域	15%以上	10%以上	
岸和田市	準工業地域	20%以上	15%以上	50%以内
	工業地域、工業専用地域	15%以上	10%以上	
泉佐野市	準工業地域	15%以上	10%以上	50%以内
	工業地域、工業専用地域	10%以上	5%以上	
岬町	工業地域、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域	15%以上	10%以上	25%以内

出典各市町ホームページ情報

2 概要

条例制定を進める上で、守口市の考え方を市民のみなさまに周知するとともに、幅広い意見を聴取するため、パブリックコメントを次の内容で実施いたします。市民のみなさまのご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

3 意見募集期間、閲覧場所、提出方法、記載方法

① 意見募集期間

- ・ 令和7年2月21日（金）から令和7年3月23日（日）まで
（郵送の場合は令和7年3月23日（日）の消印有効）

② 閲覧場所

- ・ 守口市情報コーナー、地域振興課、コミュニティセンター（東部エリア、中部エリア、南部エリア、八雲東、庭窪、錦、西部、北部 計8か所）、文化センター、守口市立図書館、大日サービスコーナー 計13か所

③ 提出方法

- ・ 郵 送：〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市役所 市民生活部 地域振興課
- ・ F A X：06-6998-0345
- ・ Eメール：Mori_chiikishinko@city-moriguchi-osaka.jp
- ・ 持 参：閲覧場所への持ち込み（回収ボックス投函）

④ 記載方法

- ・ 意見提出用紙をご用意していますが、書式は特に定めておりません。住所、氏名及び連絡先を記載してください。

4 その他

お寄せいただきましたご意見につきましては、市としての考え方を整理した上で、市ホームページ等に掲載いたします。なお、ご意見をお寄せいただいた方の個人情報を公表することや、パブリックコメントの目的以外に使用することは一切ございません。お寄せいただいたご意見の全てが、内容に反映されるとは限りませんので、何卒ご了承ください。

【問い合わせ】 守口市役所 市民生活部 地域振興課 電話 06-6992-1490